

新原子力規制基準への全般意見

原子力規制を監視する市民の会 アドバイザリーグループ

番号	テーマ	意見及び理由
1	パブリックコメントの扱い	<p>【長谷川泰司意見】これだけの膨大な文書をたった1カ月で読み込み、コメントすることは物理的に不可能である。やり方をもう一度見直すべきである。</p> <p>【理由】今回、パブリックコメントの対象となる文書は3000ページをこえており、しかも、ひとつのPDFに複数の対象文書が盛り込まれているという不親切極まりない提示の仕方である。平日は仕事をしている普通の市民が、原子力発電の事故の恐ろしさを考えて何か意見を言おうとしているときに、このやり方はあまりにひどいと言わざるを得ない。規制委員会も規制庁も、真摯にパブリックコメントを募集しているとは到底思えない。真に国民の意見を吸い上げることが出来るよう、やり方を再考すべきである。</p>
2	新規制基準の7月施行は延期すべき	<p>[小川正治意見] 新規制基準の7月施行は延期すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福島第1原発事故の原因究明が不十分であり、少なくとも「国会事故調」が指摘している技術的諸点についての解明をまず行うべきである。そのためには、専門家や外部有識者による現場検証を実施し、その結果に基づく見解を求めた上で、十分な検討を加えて基準案を作成し、更に国民の理解を得た上で施行すべきである。 2. 新基準の施行日ありきを前提とした基準作りは、余りに拙速であり本末転倒の法令化である。 3. 規制委の任務は、国民の信頼を取り戻すための技術的精査と基準作りであるが、この間の議論の進め方や内容、パブコメの取り扱い、市民への無説明などなどをみると、全く信頼回復に程遠い。内容の検討や住民への説得性のある説明など丁寧な対応を求めたい。 4. 防災計画が、全く実効性のない机上の空論になっており、国民は益々大きな不安を抱えている。 5. かかる状況での7月施行は絶対に止めてもらいたい。

3	福島事故の原因究明と事故対策に全力	<p>[小川正治意見] 再稼働のための新基準作りを中止し、福島事故の原因究明と事故対策に全力を集中すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福島事故が終息していない事は、万人の認める事実である。 2. 大量の汚染水問題にとどまらず、ネズミ事件に象徴される如く、多くは緊急的な仮設設備で対応していることで、次々と問題が発生している。 3. いま求められていることは、福島事故の終息作業であり、廃炉に向けた確実な作業に規制当局や電力会社や機器メーカーなどが英知と資源を集中さすべきである。
4	用語の変更	<p>【長谷川泰司意見】 骨子案と規制基準では、用語の変更が行われているが、そのことに関する説明がない。対応表を作り、それぞれの用語の意味と変更の理由を明記すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>骨子案では「シビアアクシデント」、「免震重要棟」と表現されていたものが、規制基準では「重大事故」、「緊急時対策所」と変更されているように見受けられる（これも、定かではないが）。また、「原子炉制御室」といった用語も新たに作られている。パブリックコメントを作成するためには、それでなくとも 3000 ページ以上の膨大な文書を読まなければならない。私は骨子案をベースに規制基準を読んでいるので、このような用語の変更があるとそれだけで文意を解釈できなくなる。あまりにも読み手を軽視した扱いではないか。</p>
5	骨子案時に提出した質問・意見の扱い	<p>[長谷川泰司意見] 骨子案時に、以下のような意見を提示しましたが、それが今回の規制基準のどこに反映しているか示していただきたいと考えます。また、もし反映されていないのであれば、反映されなかった理由を示すべきです。</p> <p>(理由) 骨子案でもパブリックコメントを出しましたが、それに対する明確な返事はありませんでした。にもかかわらず、また新たにパブリックコメントを求めるという規制委員会と規制庁の姿勢に不信感を持たざるを得ません。何のためにパブリックコメントを求めているのですか。今回のパブリックコメントも同様の扱いになるのではないかと危惧しています。我々市民との信頼関係を築くためにもぜひ前回のパブリック</p>

		<p>コメントへの見解と今回規制基準での扱いを提示してほしいと考えます。</p> <p>以下、骨子案でのパブコメ内容</p> <p>1. 新安全基準骨子案（設計基準）に関して</p> <p>（1）制御系機器、系列の重要度分類 （設計基準 p 7） 2. 原子炉施設の共通の技術要件 （1）自然現象に対する設計上の考慮 （要求事項の詳細） C 「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器」については、別に「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）を踏まえて定める。 （意見）制御系機器、系列の重要度分類は、PM-1、MS-1にすべきです。</p> <p>（2）内蔵しているプログラムの品質に関する規定 （設計基準） 3. 原子炉施設における個別の系統 （6）計装制御系 （意見）計装制御系の基準に、内蔵プログラムの品質に関する規定を追加すべきです。</p> <p>2. 新安全基準骨子案（シビアアクシデント）に関して</p> <p>（3）「計装設備」の「推定できる設備、手順を整備すること」について （シビアアクシデント p 35） 2. シビアアクシデント対策における要求事項（個別対策別の主な設備等について （1 8）計装設備 （基本要事項） （意見）「計装設備」の「推定できる設備、手順を整備すること」の意味が分かりません。</p> <p>（4）「手順書の整備、訓練の実施、体制の整備」で規定されている内容について （シビアアクシデント p 13～14） 2. シビアアクシデント対策における要求事項（個別対策別の主な設備</p>
--	--	--

		<p>等について (2) 手順書の整備、訓練の実施、体制の整備</p> <p>(意見) 「手順書の整備、訓練の実施、体制の整備」で規定されている内容が不十分です。</p> <p>a. 「手順書」は単に整理され、まとめられていることを規定するだけでなく、提出書類として義務付けるべきです。</p> <p>b. 「訓練」は、対象者が固定なのか変動するのか、どの程度の頻度でどのような規模で行うのか、これによって何をどこまで保全しようとしているのかを、(要求事項の詳細) に具体的に表現すべきと考えます</p> <p>c. 「体制」は、地震などによりアクセスが寸断された場合に、要員を現場へ移動させる手段についても言及すべきです。</p>
6	新規制基準の目的は、「重大事故」を起こさせないため	<p>[小川正治意見] 新規制基準の目的は、「重大事故」を起こさせないための設計基準の策定である。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行設計基準の抜本的な見直しなしには、福島事故の再来をまねくことを免れない。国民は重大事故が起こった場合の対策を求めているのではなく、2度と福島事故のような重大事故を起こさないことを求めているのである。 2. 従い現行基準の多少の見直しにお茶を濁し、それに重大事故対策を付加したような新基準は、基本的な考え方が間違っている。 3. 重大事故対策を組み込んだ設計基準とすべきである。
7	5年間猶予問題	<p>[小川正治意見] 5年間猶予は撤回し、設置が許可認定の前提条件とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5年猶予の理由も妥当性も全く理解出来ない。 2. 早期再稼働を容認するための設置猶予としか考えられない。 3. かかることを規制当局が行うべきでないし、国民の官民癒着疑惑は益々増長される。 4. 国民の信頼を得るべく直ちに撤回すべきである。

8	放射能汚染水の流出防止対策	<p>【小川正治意見】放射能汚染水の流出防止などの対策を設計基準として、規定すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福島第1原発事故は、大量の放射性物質を海洋に放出した。 2. 事故から約2年経った2013年3月15日の東電報告でも、福島第1原発港湾内で獲ったアイナメから魚類では過去最大値となる1キログラム当たり74万ベクレルの放射性セシウムを検出した。 3. 千葉県によれば、2013年2月14日に千葉県九十九里沖で採取したスズキから過去最大の1キログラム当たり130ベクレルを検出した。 4. 一方、先のパブリックコメントに対する原子力規制委員会の回答(第18回検討チーム会合資料3-4、78ページ)には、「汚染水が格納容器から流出しないよう、格納容器破損防止対策を要求しています。(中略)仮に、格納容器が破損した場合、その状況を現時点で想定することは困難です。汚染水の処理については、外部支援により対応することを想定しています。」と考え方を記している。 5. 即ち格納容器破損などによる汚染水の流出には全くお手上げで、内容不明の「外部支援」による対処としているが、このような無策は許されない。 6. 放射能汚染水の放出は一切認めないことを基準化すべきである。さらに福島第1原発事故の実態と反省を踏まえるならば、重大事故に際しても、設計基準として汚染水流出防止対策を規定化すべきである。 7. さらに福島第1原発事故の実態と反省を踏まえるならば、設計基準として汚染水流出防止対策<汚染水の貯蔵施設、放射能除染装置、再循環装置などの設置、遮蔽壁設置やピット構造の見直しなど>を規定すべきである。
9	40年廃炉は厳格に	<p>【小川正治+筒井哲郎意見】40年廃炉原則は厳格に適用すべきである。</p> <p>(理由)20年延長を溶接部検査でクラックがないことを条件に認めているが、そのことだけで材料耐久性の判断が十分に行われる保証はない。</p> <p>また、1970年代に建設されたシステムは、設計そのものが古く、今日の水準から見て不安全である。</p>

10	ベント対策は撤回すべき	<p>[小川正治意見] ベント対策は撤回すべきである。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 放射性物質を放出することは認められない。2. フィルター付きベント設備を設けることで、あたかも放射性物質の流失を防げるかのような幻想を与えることは問題である。3. 設置によって緩和が期待されるにしても、希ガスはフィルターでは除去されない。4. 格納容器の設計基準を抜本的に見直し、いかなる時でも閉じ込めることを要求事項とした新設計基準を策定すべきである。
----	-------------	---